

長岡こども福祉カレッジ学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号第13条第1項第1号）に基づいて、介護福祉並びに保育に必要な専門知識・技術及び態度を修得させ、介護福祉士並びに保育士として優れた人材の養成を行うとともに、現代医療並びに社会福祉事業関係従事者としての専門的知識・技術及び態度を有する有為な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、長岡こども福祉カレッジという。

(位置)

第3条 本校の位置を新潟県長岡市殿町1丁目1番地32に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2 前項の点検及び評価の実施体制等については、別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限、定員は次のとおりとする。

課 程	学 科 名	修業年限	入学定員	学 級 数	総 定 員	備考
商業実務専門課程	*医療秘書科	2	—	—	—	全 員 昼 間
教育・社会福祉 専門課程	こども保育科	2	70	2	140	
	幼稚園教諭専攻科	1	35	1	35	
	介護福祉科	2	40	1	80	
	社会福祉科	2	30	1	60	
	社会福祉専攻科	2	30	1	60	

*商業実務専門課程医療秘書科は、平成24年度より募集停止する。

2 各学科の在学年限は、1年制課程で1年、2年制課程で4年を超えないものとする。但し社会福祉専攻科は除く。

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、学年を分けて前期、後期の2学期とする。

前期 4月1日から9月第3月曜日まで

後期 9月第3火曜日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業 7月26日から8月31日
- (4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日
- (5) 春季休業 3月16日から3月31日
- (6) 開校記念日 5月2日

- 2 前項の規定にかかわらず学校長が必要と認めたときは、臨時に休業を行い又は休業日であっても授業及び実習を行うことができる。

第3章 入学、休学、復学及び退学

(入学資格)

第8条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 2 社会福祉専攻科に入学できる者は、本校社会福祉科を卒業した者又はこれに準ずる者として本校で認めた者とする。
 - 3 幼稚園教諭専攻科に入学できる者は、本校こども保育科を卒業した者又はこれに準ずる者として本校で認めた者とする。

(入学時期)

第9条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学の出願)

第10条 本校に入学しようとする者は、本校の定める書類に、第35条第1項の別表第2で定める入学選考料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 入学者の選考は、一般入学試験、推薦入学試験、AO入学試験、併願入学試験を行い、その成績と提出書類を総合的に判定し、入学者選考会議の議を経て学校長が決定する。

2 入学試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、第35条第1項の別表第2に定める入学金を添えて指定の期日までに納入しなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

(保証人)

第13条 保証人は、独立の生計を営み、学生の身上に関して一切の責任を負うことのできる身元確実な成年者でなければならない。

2 保証人に一身上の変動があった場合には、直ちに届け出るとともに、その変動が死亡その他重大な事情によるものであるときには、改めて保証人を定めなければならない。

(転入学及び編入学)

第14条 本校への転入学及び編入学は認めない。

(転学科)

第15条 所属する学科から他学科への転学科は、認めない。

(欠席)

第16条 学生が病気その他の事由により欠席しようとするときは、その理由を付して、速やかに届け出なければならない。その場合、病気による欠席が7日を超えるとときは、医師の診断書を添えなければならない。

(出席停止)

第17条 学生が伝染病にかかり若しくはそのおそれのある場合は、その学生に対し学校長は、出席停止を命ずることができる。

(忌引)

第18条 忌引日数は、次のとおりとする。

- (1) 一親等（父母等）は7日以内
- (2) 二親等（祖父母・兄弟姉妹等）は3日以内
- (3) 三親等（伯父叔父・伯母叔母・曾祖父母等）は1日

(身上異動)

第19条 学生の住所又は身上に異動があったときは、そのつど学校長に届け出なければならない。

(休学)

第20条 学生が病気その他やむを得ない事由により3ヶ月以上出席することができないときは、保証人連署の休学願に医師の診断書又はその理由書を添えて提出し、学校長の許可を受けなければならない。

2 前項の休学期間は、1回の願い出について1年以内を原則とし、通算して2年を超えないものとする。

3 休学期間は、第5条第2項の在学できる期間に算入しない。

4 学生が病気その他の理由により修学することが適当でない認められるときは、その学生に対し学校長は、休学を命ずることができる。

(復学)

第21条 休学期間満了又は休学期間内であってもその理由が消滅した場合は、保護者連署の復学願に医師の診断書又はその理由書を添えて提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第22条 学生が病気その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、保護者連署の退学願に理由書を添えて提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者を教職員会議の議を経て除籍することができる。

- (1) 死亡の届け出のあった者
- (2) 失踪の宣告を受けた者
- (3) 退学を命じても従わない者
- (4) 授業料その他納付金の未納が3ヶ月にわたり督促しても納付しない者

第4章 教育課程、授業時間数、学修の評価及び卒業

(教育課程及び授業時間数)

第24条 本校における各学科の教育課程及び授業時間数・単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間必要とする学修内容をもって構成することを基準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲内で定める時間をもって1単位とする。

2 学生が本校入学前に大学、短期大学及び専門学校において履修し修得した授業科目の単位及び時間の認定を認めない。

(学修期間)

第26条 学年の学修期間は、30週を原則とする。

(始業及び終業の時刻)

第27条 本校の始業及び終業の時刻は、9時30分から16時50分までとする。ただし、学校長が必要と認めるときは、これによらないことができる。

(学修の評価)

第28条 本校における学修の評価は、各学期末に行う試験の成績、実習の評価、確認テスト、提出物、学習態度、出席状況等を学科ごとに総合的に勘案して行う。

2 学修の評価に必要な事項は、別に定める。

(追・再考査)

第29条 病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対しては、追考査を行う。

2 定期試験の成績が合格に達しなかった者に対しては、再考査を行う。この場合には、科目により、再考査前に補講を受けなければならない。

3 前項の再考査並びに再考査前補講を受ける場合には、別に定める受験料並びに補講料を納めなければならない。

(進級認定)

第30条 進級認定は、第24条の別表第1に定める各学年の当該科目を履修し、進級に必要な科目認定を受けた者に対し、卒業・進級認定会議の議を経て学校長が進級を認定する。

2 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、進級を認定しない。

(1) 第24条の別表第1に定める各学年の科目の未認定がある者

(2) 当該学年の出席が90%に満たない者

(3) 当該年度に納める学納金を納入していない者

(卒業認定)

第31条 卒業認定は、第5条第1項に定める修業年限以上在学し、第24条の別表第1に定める当該科目を履修し、その修得が認められた者に対し、卒業・進級認定会議の議を経て学校長が卒業を認定する。

2 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、卒業を認定しない。

(1) 第24条の別表第1に定める科目に未認定がある者

- (2) 当該学年の出席が90%に満たない者
- (3) 納める全ての学納金を納入していない者
- 3 学校長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。
- 4 介護福祉科を卒業した者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき、介護福祉士国家試験の受験資格を取得することができる。
- 5 こども保育科を卒業した者は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号第13条第1項第1号）に基づき保育士国家資格を取得することができる。

（称号の授与）

第32条 前条により、商業実務専門課程 医療秘書科を修了した者には、専門士（商業実務専門課程）の称号を、教育・社会福祉専門課程 こども保育科、介護福祉科、社会福祉科を修了した者には、専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与する。

第5章 教職員組織及び運営

（教職員）

第33条 本校に次の教職員を置く。

学校長

副校長又は教務部長

学科長

専任教員

非常勤講師

事務局長

事務職員

- 2 必要に応じ、本校に次の教職員を置くことができる。

図書司書

健康管理医

その他必要な職員

- 3 学校長は、校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副校長又は教務部長は、学校長を補佐し、学校長に事故あるときは、その職務を代行する。

（教職員組織運営）

第34条 本校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次に掲げる会議を置く。また、学校長は必要に応じた会議を置くことができる。

教職員会議

入学者選考会議

卒業・進級認定会議

- 2 教職員の組織運営及び会議の運営に関する事項については、別に定める。

第6章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第35条 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学納金は、別表第2のとおりとする。

- 2 授業料等は、前期・後期の2回に分け、学校長が指定する期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、延納願にその理由書を添えて提出し、学校長の許可を受けた者に限り、延納することができる。
- 3 一旦納入された学納金は、原則として返還しない。
- 4 入学許可を得た者で入学手続時の学納金を納めた後、入学年度前日までに入学を辞退した者に限り、前項の規定にかかわらず、納付した者の申し出により入学金を除き既に納めている学納金を返還することができる。
- 5 前期分又は後期分の授業料等を納入した者で、納入した授業料等の学期開始以前に退学した場合は、本条第3項の規定にかかわらず、納付した者の申し出によりその納入した前期分又は後期分の授業料等を返還することができる。ただし、学期の途中において退学した者は、当該学期の授業料等を納めなければならない。
- 6 学期の始めから休学する者は、学納金を免除する。ただし、学期の途中において休学した者は、当該学期の授業料等を納めなければならない。
- 7 退学を命ぜられた者又は除籍された者は、当該学期の授業料等を納入しなければならない。
- 8 在学中に授業料等その他の学納金の変更があった場合には、新たに定められた金額を納入しなければならない。

(奨学金)

第36条 本校に入学を希望しているが、経済的理由により困難な学生に対し、第10条により奨学生入学の出願をし、第11条により奨学生入学者の選考で認定された者で、第12条第2項により入学を許可された者には、奨学金を給付することができる。

- 2 奨学金給付に関する規程は、別に定める。

第7章 図書室

(図書室)

第37条 本校に図書室を置き、教職員及び学生の研究、学修に資する。

- 2 図書室及び図書閲覧に関する規程は、別に定める。

第8章 賞罰

(褒賞)

第38条 成績優秀にして、他の学生の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第39条 学校長は、本校の規則に違反した者、本校の学生の本分に反する行為があった者等、教育上必要と認められる場合には、その学生に対し懲戒処分を行う。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に、これを命ずる。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(5) 休学期間を除き、定められた在学期間を超える者

(6) 休学期間が2年を超える者

(7) 度重なる教師の指導に従わない者

第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

第40条 本校において開設する授業科目に対し、本校の学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、教職員会議の議を経て科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 科目履修生に関する規程は、別に定める。

第10章 健康管理

(健康管理)

第41条 教職員及び学生の健康を保持するため、健康診断を行う。

2 健康診断は、毎年1回以上定期的に行う。

3 学生の健康診断に必要な費用は、第35条第1項の別表第2で定める健康管理費とし、学年が始まる指定の期日までに納めるものとする。

第11章 寄宿舎

(寄宿舎)

第42条 寄宿舎に関する事項は、別に定める。

第12章 個人情報保護

(個人情報保護)

第43条 本校は、学生並びに教職員の基本的人権を尊重し、個人情報及びプライバシーの保護に努めるため、個人情報の収集、管理及び利用に関して個人情報の適正な保護を行う。

2 前項の個人情報保護に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

(改廃)

第44条 この学則の改廃は、教職員会議の議を経て学校長が決定し、理事会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第45条 本学則の施行に必要な細則及び事項は、教職員会議の議を経て学校長が定める。

附 則 この学則は、平成28年4月1日より施行する。(平成27年2月18日届出)
こども保育科の入学定員の増員による学則第5条(課程、学科、修業年限、定員)の変更。

こども保育科、介護福祉科、社会福祉科の学納金の変更による学則第35条別表第2の変更。

この学則は、平成28年4月1日より施行する。(平成28年3月31日届出)
こども保育科のカリキュラム変更による学則第24条別表第1の変更
卒業認定の変更による学則第31条(卒業認定)の変更。

専門士称号廃止の告示による学則第32条(称号の授与)の変更。

この学則は、平成29年4月1日より施行する。(平成28年4月27日届出)
こども保育科、介護福祉科、社会福祉科の学納金の変更による学則第35条別表第2の変更。

この学則は、平成29年4月1日より施行する。

幼稚園教諭専攻科の入学定員及び在学年限の変更による学則第5条(課程、学科、修業年限、定員)の変更。

後期開始時期の変更による学則第6条(学年及び学期)の変更。

こども保育科、介護福祉科、社会福祉科、社会福祉専攻科のカリキュラ

ム変更による学則第24条別表第1の変更。

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）改正に伴う卒業認定の変更による学則第31条（卒業認定）の変更。

教職員組織の変更による学則第33条（教職員）の変更。

条文中の「2年制」記載の削除に伴う学則第5条（課程、学科、修業年限、定員）・第31条（卒業認定）・第32条（称号の授与）の変更。